

富士吉田市農業委員会 令和6年9月定例総会議事録

- 1 招集期日 令和6年9月27日（金）
- 2 招集場所 庁舎西会議室
- 3 出席委員（13名）
会長 佐藤 万吉（第3番）
第1番 藤井 與三郎 第2番 小俣 創 第5番 小野 利壹
第6番 渡邊 和英 第7番 遠山まさの 第8番 渡邊 孝治
第9番 宮下 師貴 第10番 權正 常夫 第11番 羽田 善行
第12番 勝俣 道明 第13番 志村 金三 第14番 滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

遠山 克二、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

- 4 欠席委員
第4番 小俣 俊子
- 5 議事日程
第一 議事録署名委員の指名について
第二 会期の決定について
第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第四 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第五 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
- 6 職務および説明のため出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 長田利彦
事務局次長 木勢美妃
会計年度任用職員 網倉郷美
- 7 開議 午後2時01分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名の内、出席委員は13名であり、小俣俊子委員より欠席の連絡をうけております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めておりますが、推進委員の眞田様が本日欠席です。あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第6番 渡邊 和英 委員、第7番 遠山 まさの 委員
を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時 3分休憩）

（午後2時 7分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。第4委員会の1件については取り下げとなっておりますので、第6委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第6委員会の2件の朗読後】

第6委員会の受理番号3の7号及び3の8号につきましては、富士・東部広域環境事務組合が行う一般廃棄物処理施設建設事業の事業用地の代替地としての権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。なお、この案件は土地収用にかかる代替地の取得であるため、地区委員による聴取及び現地確認を省略しております。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

代替地取得ということですが、有償ですか？

○ 事務局

東部広域環境事務組合が土地を買って、その代わりに渡す形になります。所有者同士が交換する訳ではなく、広域事務組合が入ります。

○ 委員

わかりました。

○ 議長（会長）

他に質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の2件について採決いたします。第6委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

第1委員会の受理番号5の53号及び5の54号は取り下げとなっておりますので、第1委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第1委員会の3件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の48号につきましては、貸付人の孫である借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の50号につきましては、追認案件となりますので資料の訂正をお願いします。こちらは貸付人の孫である借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものであり、申請地の一部を貸付人が駐車場として使用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の53号及び受理番号5の54号につきましては、取り下げとなっております。

受理番号5の55号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、5区画の宅地造成用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,602㎡ありますので、県の諮問案件となります。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。9月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の48号の申請地は、吉田西小学校の北約90mに位置しており、貸付人の孫所有の住宅建築用地とする予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の50号の申請地は、カラオケビックボックスの西約100mに位置しており、貸付人の孫所有の住宅を建築する予定です。始末書によりますと、今年の6月に砂利を敷き、駐車場として使用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の55号の申請地は、ウェルシア富士吉田店の南に隣接しており、宅地造成を行う予定です。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第3委員会の4件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の47号については、譲受人が申請地を買い受け、駐車場とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

受理番号5の49号については、譲受人が申請地を買い受け、自己所有の住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の51号については、譲受人が申請地を買い受け、自己所有の住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の52号については、譲受人が申請地を買い受け隣接地と一体利用し、自己所有の住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。9月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の47号の申請地は、ホテルマイステイズの南約50mに位置しており、駐車場として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の49号の申請地は、セブンイレブン富士吉田旭3丁目店の東約130mに位置しており、住宅建設用地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の51号の申請地は、丸勝産業の北東約170mに位置しており、住宅建設用地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の52号の申請地は、受理番号5の51号の申請地の西側に隣接しており、住宅建設用地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号5の47号については追認ですか？

○ 事務局

追認ではなく、課税上の現況地目は宅地という登録でした。農地法としては畑です。受理番号5の51号の申請地には砂利が敷いてあり、始末書を添付ということで追

認になります。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の4件について採決いたします。第3委員会の4件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第5条許可申請の7件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長(長田 利彦 君)

今回の案件は、設定件数2件です。筆数累計は3筆、面積合計は4,090㎡です。1件が再設定の案件で、1件が新規で利用権を設定する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは、利用権の新規設定分で、認定農業者案件でないものについて、第1委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会推進委員(遠山 克二 君)

第1委員会から報告いたします。9月20日に、地区委員と事務局とで申請のあった現地を確認しました。番号1の農地は、城山公園の北東約170mに位置しており、水田として利用する予定です。こちらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの事務局説明、第1委員会推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第3号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、令和6年9月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後 3時16分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年9月27日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 渡邊 和英

委 員 遠山 まさの